

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

平成21年6月
総務省自治財政局公営企業課

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

現在の法制

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
 - ・フロー指標:実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 - ・ストック指標:将来負担比率=公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
 - ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
 - ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
 - ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
 - ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
 - ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
 - 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
 - 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特例債)の起債可
 - ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

(健全財政)

(財政悪化)

- <現行制度の課題>
- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
 - ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
 - ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
 - ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

地方財政再建促進特別措置法

- 赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)
 - ※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

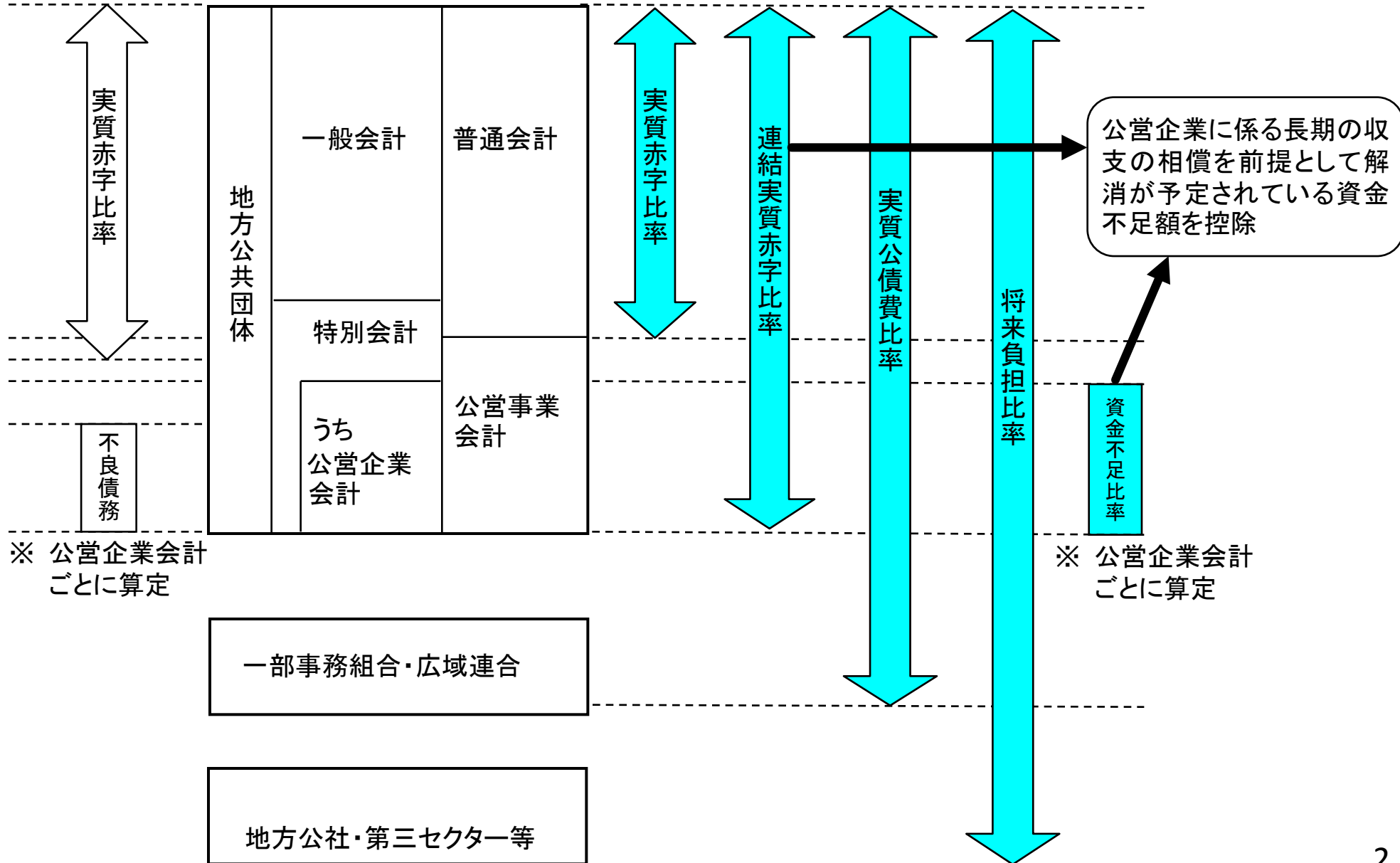
改正前の制度

- 公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

健全化判断比率等の対象について

(改正前の制度)

(地方公共団体財政健全化法)



資金不足比率の概要について

公営企業ごとの資金の不足比率の算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額の算定方法

(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

事業の規模の算定方法

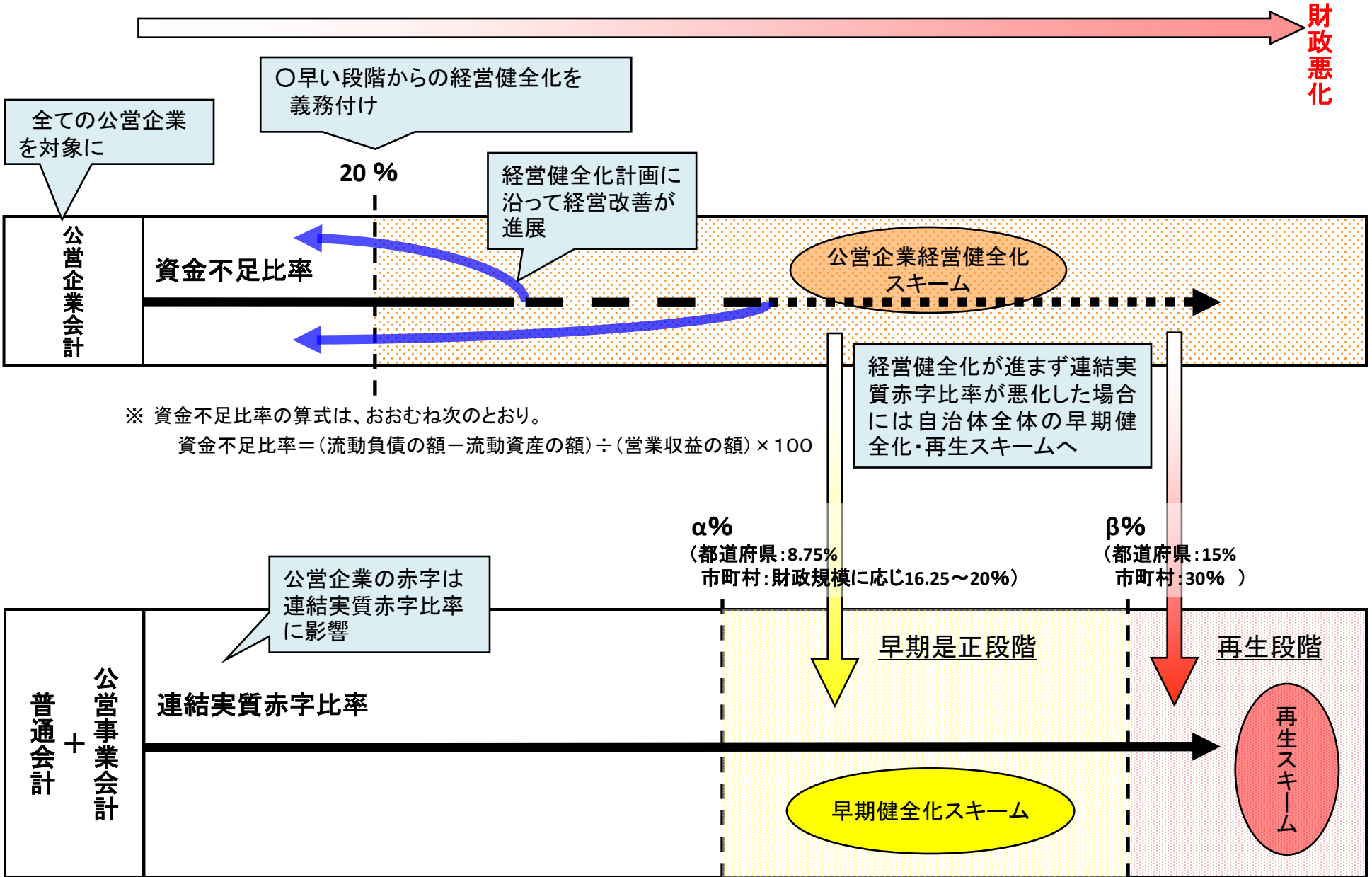
(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

公営企業の経営健全化のイメージ



資金不足比率等と地方公営企業会計

資金不足比率

＜法適用企業の資金の不足額＞

流動負債の額から流動資産の額を控除し、さらに建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした企業債の残高を加算した額を基本としている。

将来負担比率

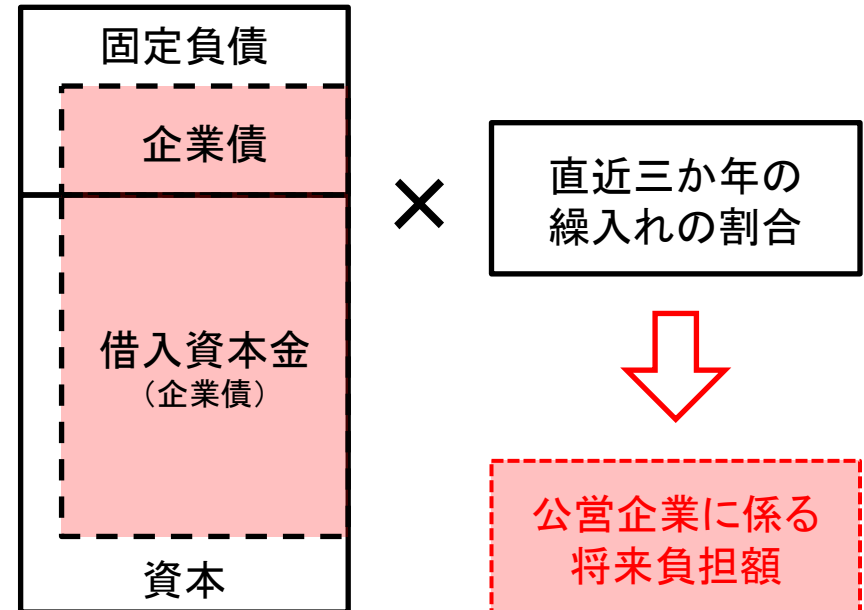
＜公営企業(宅地造成事業以外の事業)に係る将来負担＞

企業債の現在高(固定負債と借入資本金とを区別しない。)に、直近3か年の企業債元金償還金に対する一般会計等からの繰入れの割合を乗じて算出することとしている。

貸借対照表

流動資産	流動負債	資金の 不足額
固定資産	※	
繰延資産	固定負債	
	資本	

貸借対照表(抜粋)



※ 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした企業債